

# 審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては1日、警察署交通課においては3週
申 請 先：交通部運転免許試験課免許係若しくは申請係又は住所地を管轄する警察署交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許係（電話075-631-5181 内線278）
備 考：